

『華嚴經文義綱目』の法蔵真撰説に対する疑義

ウィツクストローム・ダニエル

問題の所在

法蔵の著作として伝わる文献の中には、偽撰乃至偽撰と疑わしい文献が少なからず存する。それらを真撰として取り扱えば、法蔵教学への誤解に繋がることは言うまでもない。ここでいう「偽撰」には法蔵に仮託された文献と後に法蔵撰として伝えた別人の著作という二通りの意味があるように思う。「法蔵選」とする著作群の中、先行研究において偽撰問題が指摘されているものは、次の十一部である。列順は先に『大正新脩大蔵經』の番号に、後に『新纂大日本統蔵經』の番号にしたがう。

- ① 『大乘起信論別記』(T44, No1847)
- ② 『華嚴策林』(T45, No1872)
- ③ 『華嚴經問答』(T45, No1873)
- ④ 『華嚴經明法品内立三宝章』(T45, No1874)
- ⑤ 『修華嚴奥旨妄尽還源觀』(T45, No1876)
- ⑥ 『華嚴遊心法界記』(T45, No1877)

- ⑦ 『華嚴發菩提心章』 (T45, No1878)
- ⑧ 『華嚴經関脈義記』 (T45, No1879a、『華嚴関脈義記』 T45, No1879b)
- ⑨ 『華嚴金師子章』 (『金師子章雲間類解』所収 T45, No1880、『華嚴經金師子章註』所収 T45, No1881)
- ⑩ 『大乘密嚴經疏』 (S221, No368)
- ⑪ 『華嚴經普賢觀行法門』 (S258, No991)

これらの著作は、法藏の真撰と異質な解釈や構想などを述べながらも、法藏の著作として伝わってきたところに問題がある。その要因は「法藏」の名を冠した撰号があるからであろう。

上記の十一部に対して、法藏の真撰として考えられる著作を完成順に列挙すると以下の通りになる。①『華嚴一乗教分記』(『五教章』)、②『梵網經菩薩戒本疏』、③『十二門論宗致義記』、④『大乘起信論義記』、⑤『大乘法界無差別論疏』、⑥『寄海東書』(『圓宗文類』所収)、⑦『華嚴經旨記』、⑧『華嚴經探玄記』、⑨『般若心經略疏』、⑩『入楞伽經心玄義』となる。註釈書類が②・③・④・⑤・⑧・⑨・⑩の七部、華嚴經綱要書類が①と⑦の二部、『圓宗文類』所収の義相(六二五―七〇二)当ての書簡が⑥の一通、計十部しか現存しない。^①このように、法藏の著作として伝わる文献の中に、真撰より偽撰が多くあることが法藏教学の研究を妨げる。したがって、著作の前後関係、成立年代、資料批判、とりわけ真偽の検討が法藏の教学を正確に理解する上で必須である。その中、近年では緻密な研究により、少しずつ著作の真偽問題が明らかになりつつある。^②しかし、『華嚴經文義綱目』(T35, No1734)、『華嚴經義海百門』(T45, No1875)、『華嚴經伝記』(T51, No2073)については、必ずしも十分に考証が行なわれているとは言えない。

そこで、本論致では偽撰として誰もが疑いの目を一度も向けてこなかった『華嚴經文義綱目』(以下『文義綱

目』の偽撰問題について検討する。『文義綱目』は仏駄跋陀羅訳『六十華嚴』の七処八会の綱要を十科目より述べる著作である。『大正新脩大藏經』三十五巻に収める本書の底本となった仁和寺藏天治二年（一二二五）の写本、および真福寺大須文庫所藏本などの古写本は撰号を欠くが、元禄八年（二六九五）の刊本には「沙門釈法藏撰」とする撰号がある。すなわち、古写本が撰号を欠くことは、後世に撰号が加えられた可能性が考えられる。

石井教道氏、木村清孝氏、吉津宜英氏の研究では、『文義綱目』を法藏の真撰とする前提の上で、『文義綱目』と『華嚴經伝記』との相互引用、地婆訶羅の翻訳に関する記述、『文義綱目』と『探玄記』との本文一致という三点から撰述年代を判断している。これを承けて、館野正生氏は『華嚴經感応伝』に「垂拱三年四月中、華嚴藏公、於大慈恩寺、講華嚴經^④」とあることから、垂拱三年（六八七）の大慈恩寺における講義ノートが『文義綱目』であるとする。ただし、『華嚴經感応伝』^⑤には、法藏が天授二年（六九一）に『華嚴經』を講義したという記録もあり、さらに、『康蔵法師之碑』には「前後講華嚴經三十余遍^⑦」とあって、法藏は生涯にわたり三十数回『華嚴經』を講義したというから、『文義綱目』を垂拱三年の講義ノートとするには断定する根拠は希薄とせねばなるまい。

ところが、櫻井唯氏は館野氏の推定を承けて『文義綱目』と『探玄記』の対比を行ない、『文義綱目』の前七科は『探玄記』の前五巻と対応箇所があることに注目し、その内容的一致は『文義綱目』が『探玄記』の草稿本から「七処八会に関連する記述を抜粋して十門にまとめた」ためであると考察している。その結果、『探玄記』には「紛れ」が存在し、両書の相違を比較したことによって『文義綱目』から『探玄記』完成までの改稿には「法藏自身の思想系統に対する意識が変化した^⑨」としている。

先行研究では、『文義綱目』が『五教章』と『探玄記』の間に撰述されたとし、この三書の間に見られる差異は法藏の思想の変化であると把握する。しかし、『文義綱目』が偽撰であったとすれば、改めて抜本的に考えな

おさなければならなくなる。

結論を先取りして言えば、『文義綱目』に法藏の弟子慧苑（六七三？～七四三？）^⑩が著した『刊定記』による影響が見られることから、同書は『探玄記』の完成後にそれを下敷きとして著述されたものである可能性が高いと指摘する。つまり、『文義綱目』は法藏自身の著作ではなく、また、法藏の講義を弟子が記録したものでなく、慧苑より後の誰人かによって編集されたものであろう。

そこで、本論致では『文義綱目』の真偽問題を検討するに際して、次の三点に注目する。『文義綱目』と『華嚴經伝記』との関係、地婆訶羅の翻訳に関する記述、および『探玄記』の十玄門解釈との相違である。殊に、法藏の真撰との比較を通してその相違点を吟味する。

偽撰として疑われる著作を多面的に比較考証して、法藏の真撰と明白な違いを浮上させることができれば、その影響関係を考慮する必要がある。その際、偽撰として疑われる著作を法藏以後の華嚴文献として位置づけることができれば、その内容と成立時期と成立地域を精査することにより、法藏以後の華嚴教学の動向、および時代変遷に要求された教義を浮き彫りにすることができると思われる。そこに偽撰を研究する価値はある。

第一節 『華嚴經伝記』の問題点

『文義綱目』が真撰であつて、その撰述年代を推定した根拠には『華嚴經伝記』との関係、地婆訶羅の翻訳への言及、および『探玄記』との関係、この三点にあると見なされてきた。ここでは『華嚴經伝記』との関係を取り上げ、その問題点を指摘する。

さて、『文義綱目』が『華嚴經伝記』に「華嚴綱目一卷」^⑪と記録され、『文義綱目』にも『華嚴經伝記』が「新

集華嚴伝^⑫」と言及される。この相互引用により両書が同時期の撰述とされたが、小林実玄氏が指摘しているように、『華嚴経伝記』には法藏以後の加筆があるため、『華嚴経伝記』の成立については再考を要する。小林氏が指摘する法藏以後の加筆は、『華嚴経伝記』巻四「諷誦第七」の般若彌伽薄伝に「永昌元年二月四日、于闐国三藏法師、因陀羅波若、在神都魏国東寺、親向沙門賢首説之云。此事経今三十五年矣^⑭」とあるのがそれである。この記述には『華嚴経伝記』の成立を考える上で極めて重要な情報が二つある。

一つは最後の「此事経今三十五年矣」となる記述である。それは、永昌元年（六八九）から三十五年の経過を指しているから、開元十二年（七二四）に当たる記述と推測できる。これは『華嚴経伝記』に法藏以後の加筆があることを物語る一証拠であろう。

二つは法藏を「沙門賢首」と呼称していることである。これは『華嚴経伝記』が抱えている最も大きな問題点である。『華嚴経伝記』に法藏を「賢首」と尊称する例は、巻一「伝訳第三」の地婆訶羅伝に二回、巻三「講解下」の智儼伝に一回、巻四「諷誦第七」の曇義伝に一回、同じく巻四「諷誦第七」般若彌伽薄伝に一回（右記に掲げた例）、巻五「書写第九」の徳圓伝に一回、巻五「雑述第十」に一回ある^⑮。すなわち、五巻中は四巻にわたって計七回使用されている。

実は、「賢首」の尊称は澄観（七三八―八三九）の著作が初見である。澄観『華嚴経疏』に「二賢首所立五教」とあるのはその一例である。澄観は『華嚴経疏』および自註の『随疏演義鈔』に法藏の解釈を「蔵公」や「古徳」と別に「賢首」の尊称で引用しているが、その違いについて解説することが一切ない。ところが、澄観の師事を承けた宗密（七八〇―八四二）の『圓覚経大疏积義鈔』では「華嚴宗主賢首者、蔵和上也。則天聖后諡号賢首。後疏鈔中每云賢首、即是此也^⑰」とあり、宗密によると、澄観が用いた「賢首」の尊称は武則天（在位六九〇―七〇五）が授けた諡号だという。ただし、小林実玄氏が指摘するように、法藏が武則天のために入内説法をし

たとされる『金師子章』の撰述、および「賢首」が武則天が授けた諡号であることは、宗密が初めて述べたことであるが、それ以前に確認できない。それは師澄観が七帝の門師となり、「清涼国師」^⑨の号を授けられたことに對して、華嚴本師となる法藏と武則天との關係を誇張する狙いがあったが、その史実は不明と言わざるを得ない。というのも、武則天が「賢首」の諡号を授けたことが史実なのであれば、法藏が入寂して直ぐに閻朝隱（生没年不詳）が撰述した『康藏法師之碑』に記録されないはずがないからである。

一方、法藏の直弟子が遺した文献に「賢首」の例は一度も使用されていない。法藏の弟子惠英（生没年不詳）が編集して後に胡幽貞（生没年不詳）が建中四年（七八三）に修正した『華嚴經感応伝』冒頭では「此伝本華嚴疏主藏公門徒僧惠英」^⑩とあるように、法藏を「藏公」、或いは「華嚴藏公」と呼ぶ例のみある。また、慧苑が法藏最晩年に実叉難陀訳『八十華嚴』に對して著した「略疏」を承継いだ『刊定記』には「華嚴和上」^⑪の例のみある。したがって、法藏の直弟子の間には「賢首」の尊称が用いられることがなく、「華嚴藏公」や「華嚴和上」の尊称を用いたことのみが確認できる。この点から推して、『華嚴經伝記』にある「賢首」の記述は慧苑や法藏の直弟子による加筆ではなく、それ以後のものと推定できる。

また、澄観『華嚴經疏』および『随疏演義鈔』所引の「纂靈記」と『華嚴經伝記』との關係問題^⑫がある。それは澄観が『随疏演義鈔』に「然、此記本是藏和尚製、後經修飾」^⑬と述べるように、澄観の活躍時代には『華嚴經伝記』が修正加筆を経て、「纂靈記」として流布されたと考えられていたことがわかる。

以上、『華嚴經伝記』にある「此事經今三十五年矣」との記述があること、「賢首」の尊称を用いること、澄観の記述により「修飾」がされたこと、この三点からすれば、『華嚴經伝記』の記述を根拠として『文義綱目』の真撰や撰述年代を語ることができないことが明白になった。よって、『華嚴經伝記』を法藏の真撰として取り扱うことにも問題があり、その記述に基づいて『文義綱目』を真撰と位置づけることは再考を要する。

第二節 地婆訶羅の翻訳に関する記述の問題点

次に、『文義綱目』における地婆訶羅の翻訳に関する記述について検討してみよう。地婆訶羅の翻訳に言及するのは『文義綱目』一弁教起所因の先明教伝之相に一か所ある。対して法藏の主著となる『探玄記』には卷一の八明部類伝訳の八翻訳と卷二十「入法界品」、計二か所ある。それらを列挙すると、次のようになる。なお、『文義綱目』の太字・傍線部分は『探玄記』卷一にない記述を、『探玄記』卷一の太字・傍線部分は『文義綱目』と一致しない記述を、『文義綱目』と『探玄記』卷二十の太字・波線部分は『探玄記』卷一になく、一致する記述を示す。

有晋沙門积法業惠嚴惠觀等親從筆受。法業因此出義記、名華嚴旨歸二卷。有吳郡内史孟顗右衛將軍褚叔度等為檀越。至元熙二年六月十日訳出訖。至大宗永初二年十二月二十日、与梵本再校勘畢。當時五十卷成、後人亦有融作六十卷者、於法界品内、先有所欠八九紙文。今大唐永隆元年三月内、有中天竺三藏法師、地婆訶羅、唐言日照、奉勅与沙門道成等十大德、於西京太原寺、訳出補之。沙門復礼筆受。其経感通及覺賢神迹等、竝如新集華嚴伝中弁。

『文義綱目』(T36, 493b)

晋の沙門积法業・惠嚴・惠觀等有りて、親從筆受なり。法業は此れに因りて「義記」を出し、『華嚴旨歸』二卷と名づく。吳郡の内史孟顗、右衛將軍褚叔度等有り、檀越と為る。元熙二年六月十日に至りて訳出し訖る。大宗(＝宋)の永初二年十二月二十日に至りて、梵本と再び校勘し畢る。當時五十卷より成るも、後人の亦た融有りて六十卷と作すとは、「法界品」の内に於いて、先に欠ける所の八・九紙文有り。今、大唐の

永隆元年三月の内、天竺の三藏法師地婆訶羅有り、唐には日照と言ひ、勅を奉じて沙門道成等の十大徳と、西京の太原寺に於いて、訳出して之れを補えり。沙門復礼の筆受なり。其の『経』の感通及び覺賢の神迹等は、並びに新集の『華嚴伝』の中に弁ずるが如し。

沙門法業及慧嚴慧観等親從筆受。時有吳郡内 史孟顓右衛將軍楮叔度等為檀越主。至元熙二年六月十日出訖。至大宋永初二年十二月二十日。与梵本再校勘畢、於法界品内、從摩耶夫人後至彌勒菩薩前、所欠八九紙經文。今大唐永隆元年三月内、有天竺三藏地婆訶羅、唐言 日照、有此一品梵本、法藏親共校勘。至此闕文、奉勅与沙門道成復礼等、訳出補之。

『探玄記』卷一 (T35, 122c19-122c27)

沙門法業と及び慧嚴・慧観・等は親從筆受なり。時に吳郡の内史孟顓、右衛將軍楮叔度等を檀越主と為る。元熙二年六月十日に至りて出し訖る。大宋の永初二年十二月二十日に至りて、梵本と再び校勘し畢るに、「法界品」の内において、摩耶夫人從り後ち彌勒菩薩の前に到るまで、欠ける所八・九紙の經文あり。今大唐の永隆元年三月の内、天竺の三藏地婆訶羅有り、唐には日照と言ひ、此の一品の梵本有り、法藏と親しく共に校勘す。此の欠文に至りて、勅を奉じて沙門道成・復礼等と、訳出して之れを補えり。

第二明幻智念力知識者、自下九位知識皆是旧翻于闐本所欠。応是西域覺賢之所略耳。余共日照三藏、勘天竺諸本及崑崙本并于闐別行本、竝皆同有此文。是以於大唐永隆年、西京西太原寺三藏法師地婆訶羅、唐云日照、共京十大徳道成律師等奉勅訳補。沙門復礼親從筆受。

『探玄記』卷二十 (T35, 484c9-484c15)

第二に幻智念力の知識を明かすとは、自下の九位の知識は皆な是れ旧翻の于闐本の欠くる所なり。応に是れ西域の覺賢の略す所なるべきのみ。余は日照三藏と共に、天竺の諸本と及び崑崙本と並びに于闐の別行本と勘うるに、並びに皆な同じく此の文有り。是れを以て大唐の永隆年に於いて、西京の西太原寺の三藏法師地

婆訶羅、唐には日照と云い、京の十大德たる道成律師等と共に、勅を奉じて訳して補えり。沙門復礼の親從筆受なり。

右記の『文義綱目』と『探玄記』に言及される「入法界品」の欠文は地婆訶羅が垂拱元年（六八五）に翻譯した『続入法界品』の訳出を指すと考える。²⁵『文義綱目』と『探玄記』における地婆訶羅の記述を比較した結果、相違点は次のようにまとめられる。一つは法業撰述とする「華嚴旨歸二卷」を記録する点、一つは「六十華嚴」が五十卷本から六十卷本になった経緯を記録する点、三つは「新集華嚴伝」に言及する点、この三点は『文義綱目』にあつて『探玄記』にない記述である。四つは『探玄記』のみが欠文を補った当該箇所を詳述していることである。第三点となる「新集華嚴伝」の記述は『華嚴経伝記』との問題であり、すでに指摘した通り真撰の根拠とならない記述である。そこで、最重要となるのは「六十華嚴」が五十卷本から六十卷本になった経緯についての記述である。

『探玄記』にはその経緯について一言半句も述べられておらず、法藏以前、智儼の『搜玄記』²⁶も当然にその記述が見当たらない。実は、慧苑の『刊定記』巻一の第八部類伝訳は初見である。『刊定記』の第八部類伝訳は当時の『華嚴経』の原本について詳細な情報を記録している。その記述は『華嚴経』の原本が四つあったとするが、その第一本と第二本は以下のものである。なお、太字・傍線部分は『文義綱目』との共通情報を示す。

此経前後翻訳補欠、四本不同。初本者晋義熙十四年。此天竺三藏仏度跋陀羅、此云覺賢、於揚州謝司空寺、翻梵本三万六千頌。成漢經五十卷或六十卷。沙門法業筆受、慧嚴慧観潤色。第二本者大唐永隆元年、中天竺三藏地婆訶羅、此云日照、於西京大原寺、訳出入法界品内兩処脱文。一從摩耶夫人後、至彌勒菩薩前、中間

脱天主光等十善知識。二從彌勒菩薩後、至普賢菩薩前、中間脱文殊師利申手過百一十由旬按善財頂等半紙余文。大德道成律師、薄塵法師、大乘基法師潤色。依六十卷本為定。

此の『經』には前後の翻訳補欠、四本の不同あり。初本とは晋の義熙十四年、此の天竺の三藏佛度跋陀羅、此こには覺賢と云い、揚州の謝司空寺に於いて梵本の三万六千頌を翻ず。漢經の五十卷或いは六十卷と成る。沙門法業の筆受、慧嚴・慧観の潤色なり。第二本とは、大唐の永隆元年、中天竺の三藏地婆訶羅、此こには日照と云い、西京の大原寺に於いて、「入法界品」の内の兩處の脱文を訳出す。一つには摩耶夫人從り後ち、彌勒菩薩の前に至るまで、中間の脱すの天主光等の十善知識なり。二つには彌勒菩薩從り後ち、普賢菩薩の前に至るまで、中間の脱すの文殊師利申手過百一十由旬按善財頂等の半紙余文なり。大德道成律師、薄塵法師、大乘基法師の潤色なり。依りて六十卷本を定と爲る。

慧苑の解説からすれば、『六十華嚴』が五十卷本から六十卷本になった経緯は法藏と地婆訶羅が「入法界品」の欠文を補ったことに由来するという。『文義綱目』と『刊定記』との両書がこの点で一致していることは先学が見逃した重要な共通点である。もし、『文義綱目』が『探玄記』以前の成立と推定した先行研究の見解が妥当であれば、なぜ五十卷本から六十卷本になった経緯は『文義綱目』にあつて、後の『探玄記』になくなっていいのか、という問題がある。一方、『文義綱目』を真撰と捉え、『探玄記』以後の撰述とすれば、法藏の思想展開に複雑な問題点が多く生じるが、それを如何に説明するのかという問題が起る（詳細は第三節）。しかし、『文義綱目』を偽撰と捉えるのが妥当であれば、『六十華嚴』が五十卷本から六十卷本になった経緯に関する記述は慧苑の『刊定記』を参考にして出来たとしても無理はなからう。『搜玄記』と『探玄記』にはそういった記述が全くないため、後者の理解が妥当であろう。というのも、右記の『文義綱目』における「後人亦有融作六十卷」

との記述からすれば、法藏が筆を執つて著した文章に自身を「後人」と表記することになるが、それは極めて考え難いからである。

以上のことから、『文義綱目』と『探玄記』における地婆訶羅の翻訳に関する記述にある相違点をめぐって分析した結果、以下のことが云い得るであろう。地婆訶羅の翻訳に関する記述は叙述形式から見て『探玄記』——『刊定記』——『文義綱目』の成立順序になると捉える方がもつとも自然な見解であろう。この記述は『文義綱目』が『探玄記』を下敷きとしながら、『刊定記』をも参考資料とした跡と考えられる。したがって、地婆訶羅の翻訳に関する記述は、撰述年代を反映せず、『文義綱目』の偽撰説を裏付ける一証拠だと筆者は把握する。

『華嚴經伝記』の後代加筆と合わせて考えれば、先行研究が指摘した『文義綱目』の撰述年代とする根拠は成立しないことが明白になった。そこで、次に『探玄記』と『文義綱目』における十玄門解釈を比較し、両書の間には解釈矛盾があることを指摘することで、『探玄記』が前に完成して『文義綱目』が法藏以後の成立になることを考察したい。

第三節 十玄門解釈の問題点

『文義綱目』の偽撰問題について、最後に問題となるのは『探玄記』との関係である。『文義綱目』を『探玄記』以前の撰述と位置づける根拠には古十玄門を用いていることが挙げられてきた。^⑧しかし、法藏以後に成立した他の偽撰と疑われる著作も古十玄門を用いている。この点からすれば、その根拠は再考を要する。ここでは『文義綱目』における十玄門解釈を法藏の他の著作における十玄門解釈と比較して、『文義綱目』が法藏の真撰に相応しくないことを指摘する。

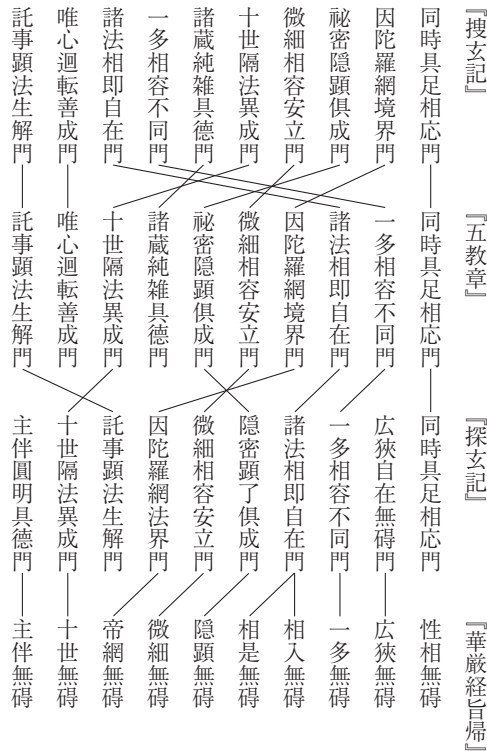
まず、『五教章』以外、古十玄門を掲げる著作を対照して表示すれば、次のようになる。

『搜玄記』	『一乘法界図』	『文義綱目』	『一乘十玄門』	『金師子章』	『七処九会章』
同時具足相応門	同時具足相応門	同時具足相応門	同時具足相応門	同時具足相応門	同時具足相応門
因陀羅網境界門	因陀羅網境界門	因陀羅網境界門	因陀羅網境界門	一多相容不同門	因陀羅網境界門
祕密隱顯俱成門	祕密隱顯俱成門	祕密隱顯俱成門	祕密隱顯俱成門	祕密隱顯俱成門	祕密隱顯俱成門
微細相容安立門	微細相容安立門	微細相容安立門	微細相容安立門	因陀羅網境界門	微細相容安立門
十世隔法異成門	十世隔法異成門	諸藏純雜具德門	十世隔法異成門	諸藏純雜具德門	十世隔法異成門
諸藏純雜具德門	諸藏純雜具德門	十世隔法異成門	諸藏純雜具德門	諸法相即自在門	諸藏純雜具德門
一多相容不同門	一多相容不同門	一多相容不同門	一多相容不同門	微細相容安立門	一多相容不同門
諸法相即自在門	諸法相即自在門	諸法相即自在門	諸法相即自在門	十世隔法異成門	諸法相即自在門
唯心迴轉善成門	隨心迴轉善成門	唯心迴轉善成門	唯心迴轉善成門	由心迴轉善成門	隨心迴轉善成門
託事顯法生解門	託事顯法生解門	託事顯法生解門	託事顯法生解門	託事顯法生解門	託事顯法生解門

一見して明らかのように、『文義綱目』は『搜玄記』と義相の『一乘法界図』に掲げる古十玄門を継承している。この点は偽撰と考えられている「智儼撰承杜順和尚説」の撰号を掲げる『一乘十玄門』、『法藏述』とされる『金師子章』、および『澄観撰』とされる『七処九会章』と一致している。そのため、古十玄門を用いているからといって、『探玄記』以前の撰述説が成立しないことは言い得るであろう。

一方、『文義綱目』を取り除き、『搜玄記』から法藏の真撰として考えていい著作における十玄門の展開を図表

で示せば、次のようになる。²⁹⁾



表からわかることは次の三点でまとめられる。一つは法藏が処女作となる『五教章』から独自に古十玄門の順を整理し、かつ極めて詳細な解説を施していることは智儼と義相、及び『文義綱目』と異なる。二つは、『五教章』以後、『探玄記』において「諸藏純雜具德門」と「唯心迴轉善成門」が削除され、新たに「広狹自在無碍門」と「主伴圓明具德門」が加えられたことである。三つは、『華嚴經旨帰』に至って十無碍として展開するに際して、「同時具足相応門」を「性相無碍」に改め、「諸法相即自在門」を「相入無碍」と「相は無碍」として二分化

し、「託事顯法生解門」を削除することである。この諸点を勘案すれば、智儼と義相のように古十玄門を使用しつつ、簡潔な解説のみを加える『文義綱目』は法藏の真撰と異質な解釈方法といえよう。^③

次に、十玄門に対する解説を見てみよう。『文義綱目』が先に古十玄を列挙した後、十義を列挙して十玄門と十義との関係性を次のように述べる。

此上十門中、各有十義。…（中略）…此等十義、皆、同時相応、成一緣起。隨別義門、入前十門。皆準思之。
又更重釈前十門、初是諸緣契合義、是總也。
（T35, 501b）

此の上の十門の中、各の十義有り。…（中略）…此れ等の十義、皆な、同時に相い応じて、一緣起を成ず。
別義門に随えば、前の十門に入る。皆な準じて之れ思う。又た更に前の十門を重釈せば、初は是れ諸緣契合の義にして、是れ總なり。

十門となる十玄門それぞれに十義があり、十門と十義が同時に相い応じて一たる緣起法を成立する。ここで、注意点は二つある。一つは、古十玄門の解釈について『文義綱目』と澄觀偽撰と考えられている『七処九会章』の間に本文一致が認められることである。^④『七処九会章』は他にも「此九会中、入定分齊等、如綱目説」^⑤と言及するように、『文義綱目』を有力な参考資料にして成立した文献だと推定できる。

二つは、右記で「又更重釈前十門」と述べる部分である。それを解説すれば、「前十門」とは十玄門のことを指す。それらを重ねて解釈するに、「初」となる同時具足相応門が諸緣契合の義に当たり、十玄門の「總」になるといふ。実際のところ、初門を總とする解釈は法藏の『五教章』と『探玄記』と比して最大な相違点である。

なぜならば、華嚴教学の中でその解釈は慧苑の『刊定記』が初めてだからである。『五教章』、『探玄記』、『刊定

記』における同時具足相応門の解釈を列挙すれば、次のようになる。なお、太字・傍線部分は『文義綱目』との共通点を示す。

一者同時具足相応門。此上十義、同時相応、成一縁起。無有前後始終等別。具足一切自在逆順。参而不雜、成縁起際。此依海印三昧、炳然同時顯現成矣。

『五教章』(T45, 505a)

一つには同時具足相応門なり。此れ上の十義、同時に相応して、一縁起を成ず。前後始終等の別有ること無し。一切自在逆順を具足す。参じて而も雜えず、縁起の際を成ず。此れ海印三昧に依りて、炳然に同時顯現して成ず。

然、此十対同時相応為一縁起。隨一各具余一切義。如初門既爾、余広狭等九門、皆各具前十対。但隨門異耳。是故、一一門中、各有十百千等。思之可見。

『探玄記』(T35, 123b)

然るに、此の十対は同時相応して一縁起と為す。一に随えば各の余の一切義を具す。初門既に爾りが如き、余の広狭等の九門は、皆な各の前の十対を具す。但だ門に随つて異なるのみ。是の故に、一一の門の中、各の十百千等有り。之れ思つて見るべし。

初同時具足相応徳者、謂後九門、所有体事、同類異類、及中一多大小長短位上下等、同時具足、在於一法。是故、此門為後九門之総、後九是此一門之別。然、以総別不相離故。

『刊定記』(S23)

初めの同時具足相応徳とは、謂わく後の九門の、所有る体事、同類異類、及び中の一多・大小・長短・位上下等と、同時に具足し、一法に在る。是の故に、此の門は後の九門の総と為し、後の九は是れ此の一門の別

なり。然るに、総と別とは相い離れざるを以ての故に。

先に挙げた『文義綱目』の解釈と比較すれば、「同時相応、成一縁起」と述べる点は『五教章』と『探玄記』と一致している。一方、相違点としては次の三つある。一つは、『五教章』には十玄縁起が海印三昧によつて「炳然同時顯現」と解釈するが、それは後の『探玄記』に見られないのである。二つは『探玄記』が述べる「如初門既爾、余広狭等九門」とあり、同時具足相応門と同じく、他の九門にも一切法義が具足していると解釈するのが『五教章』以後の新しい展開として見られるのである。三つは『刊定記』が初めの同時具足相応徳を後の九門の総とするのが『文義綱目』のみと一致することである。思想展開を勘案すれば、この点は最も重要なのである。

以上で、『文義綱目』、『五教章』、『探玄記』、『刊定記』における同時具足相応門の解釈をめぐつて厳密な文献考証を行なつてきた。もし、『文義綱目』が真撰であつて『探玄記』以前の撰述とすれば、なぜ『探玄記』は同時具足相応門を「総」と述べないのか、が問題になる。また、『文義綱目』を『探玄記』以後の真撰とすれば、なぜ『探玄記』に構築された新十玄門が再び古十玄門に戻されているのか、が問題になる。しかし、『文義綱目』を法藏仮託の偽撰とする見解が妥当であれば、同時具足相応門を「総」と解釈するに際して『刊定記』が有力な参考資料になったと理解することには問題がなからうか。この点を踏まえて、筆者は『文義綱目』を『五教章』と『探玄記』の間の撰述と位置づけてきた先行研究の見解に賛同できない。

以上で、十玄門解釈をめぐつて叙述形式および思想展開から文献考証を行つた結果、『五教章』と『探玄記』の間に『文義綱目』を位置づけることに問題が挟まれる。それより、『五教章』——『探玄記』——『刊定記』が順に成立し、それらを有力な参考資料にして『文義綱目』が成立されたとの見解は最も穩当なのではなからうか。

まとめ

以上で、本論致では『文義綱目』の真偽問題について検討を行ってきたが、その要点をまとめると、次のようになる。

まず、先行研究では『文義綱目』を真撰とする前提で『華嚴經伝記』との関係、地婆訶羅の翻訳への言及、『探玄記』との本文一致という三点によりその撰述年代が推定されてきた。しかし、それらの記述をめぐって精密な文献考証を行なった結果、先行研究に見逃された問題点が多く浮上してきた。

『華嚴經伝記』に関しては、小林實玄氏が指摘している通り、法藏以後の修正加筆があることが判明した。法藏を「賢首」と尊称することが五巻中の四巻に見られることは筆者が指摘した一例である。また、澄観自身が『随疏演義鈔』に『華嚴經伝記』に「修飾」があると述べているため、『華嚴經伝記』を法藏の真撰として取り扱うことに問題がある。よって、『華嚴經伝記』にある「華嚴綱目一卷」との記述を基にして『文義綱目』の真撰を論じることにも問題が挟まれる。

地婆訶羅の翻訳に関しては、『六十華嚴』が五十巻本から六十巻本になった経緯の記述は『文義綱目』のみあり、後の撰述とされた『探玄記』にはない。その題材を探れば、慧苑の『刊定記』が共通内容を述べているため、『文義綱目』が『刊定記』を参考資料にした跡はそこにあると捉えることは可能であろう。中でも、『文義綱目』の記述は法藏を「後人」として記録していることからすれば、真撰としては疑わしいと判定できる。

最後、『文義綱目』と『探玄記』との関係をめぐって十玄門解釈を分析した。先行研究では『文義綱目』が智儼の『搜玄記』と同じ古十玄門を用いているから、『探玄記』の前に位置づけたが、この点は他の偽撰と考えら

れる著作と共通しているため、古十玄門を以て前後関係を語ることは避けるべきであろう。そこで、解釈の詳細を比較した結果、『文義綱目』が第一の同時具足相応門を「総」としている点は、法藏の『五教章』と『探玄記』に見られない異例な解釈であることが判明した。その解釈方法は後の『刊定記』とのみ共通することを勘案すれば、これも慧苑からの影響として理解した方が妥当な見解であろう。

こうして、『文義綱目』の真偽問題について諸点から文献考証を行なった結果、法藏の『五教章』と『探玄記』の間に『文義綱目』を位置づけた先行研究の見解には問題が挟まれる。それより、偽撰の可能性が極めて高いと指摘できる。

『文義綱目』が澄観仮託の偽撰と考えられている『七処九会章』にも引用されるが、その他の華嚴関係の文献を検索して、『文義綱目』が注目され始める経緯を検討することで、その成立年代と地域を特定することができよう。また、他の問題点としては、釈経題目に紹介される「古徳解」が法藏の『探玄記』と一致している点、宗趣説や五周因果説は『探玄記』と異なる点、などが挙げられる。これらの問題点については、今後の課題としたい。

一次資料の表記

T : 『大正新脩大藏經』

SZ : 『新纂大日本統藏經』

『六十華嚴』 : 仏駄跋陀羅訳『大方広仏華嚴經』 T278

『搜玄記』 : 『大方広仏華嚴經搜玄分齊通智方軌』 T1732

『探玄記』 : 『華嚴經探玄記』 T1733

『文義綱目』 : 『華嚴經文義綱目』 T1734

『華嚴經疏』：『大方広仏華嚴經疏』 T1735

『随疏演義鈔』：『大方広仏華嚴經随疏演義鈔』 T1736

『七処九会章』：『新訳華嚴經七処九会頌釈章』 T1738

『五教章』：『華嚴一乗教分記』 T1866

『華嚴經旨記』 T1871

『康藏法師之碑』：『大唐大薦福寺故大德康藏法師之碑』 T2054

『華嚴經伝記』 T2073

『華嚴經感応伝』：『大方広仏華嚴經感応伝』 T2074

『刊定記』：『続華嚴略疏刊定記』 SZ221

『圓覚經大疏釈義鈔』 SZ245

参考文献

池要

〔一九九一〕

『新訳華嚴經七処九会頌釈章』に「い」『印度学佛教学研究』 40/1

石井教道

〔一九七九〕

『華嚴教学成立史』（平楽寺書店）

石井公成

〔一九九六〕

『華嚴思想の研究』（春秋社）

〔二〇〇三〕

『華嚴宗の観行文献に見える禅宗批判—慧能の三科法門に留意して—』松ヶ岡文庫研究年報 17

〔二〇一七〕

『華嚴宗観行文献的真偽及其産出年代』（中国語訳：李子捷『華嚴研究』 1 三秦出版社中国・西安） 六七—七八頁

ウィックストローム ダニエル

〔二〇一七〕

『法藏の著作撰述年代の再考』『東方学』 134

〔二〇一七〕

『法藏述「華嚴発菩提心章」の偽作説』華嚴国際シンポジウム北京大学

〔二〇一九a〕

『法藏撰「大乘起信論別記」偽作説の再考』『佛教史学研究』 61/2

〔二〇一九b〕

『賢首大師法藏の研究』博士論文

- 大竹晋 「二〇二〇」 『法藏述と伝える『華嚴經明法品内立三宝章』の偽作説』『龍谷教学』54
 「二〇〇七」 『唯識説を中心とした初期華嚴教学の研究』（大蔵出版社）
- 鍵主良敬・木村清孝 「一九九一」 『（人物）中国の仏教』法蔵』（大蔵出版社）
- 鎌田茂雄 「一九五九」 『法蔵撰華嚴經問答について』『印度学仏教学研究』772
 「一九六七」 『華嚴經普賢觀行法門について』『駒澤大學佛教學部研究紀要』25
 「一九七八」 『中国華嚴思想史の研究』（東京大学出版会）
 「一九七七」 『均如大師華嚴学全書』（後楽出版）
 金知見編 「二〇一七」 『大乘起信論義記別記』의 성립에 대한 재검토』『Critical Review For Buddhist Studies』22
 金天鶴 「二〇一七」 『中国華嚴思想史』（平楽寺書店）
- 木村清孝 「一九九二」 『新国訳大蔵經中国撰述部①——華嚴宗部』（大蔵出版社）
 木村清孝・吉田観禮 「二〇一一」 『「妄尽還源觀」の撰者をめぐる諸問題』『南都仏教』49
 「華嚴法蔵の事伝について』『南都仏教』36
 「華嚴教学の研究』（平楽寺書店）
- 小島岱山 「一九八二」 『国訳一切経 和漢撰述 經疏部六 華嚴經探玄記』（大東出版社）
 小林實玄 「一九七六」 『李通玄伝の形成——観山文庫天海蔵『新華嚴經会釈』を中心に——』『東アジア仏教研究』22
 坂本幸男 「一九六四」 『華嚴教学の形成と展開』（法蔵館）
- 櫻井唯 「二〇二四」 『因分果分をめぐる法蔵教学の推移』『駒澤大学仏教学論集』25
 「二〇二五」 『「文義綱目」と『探玄記』との対比より見た法蔵教学の推移』『駒沢大学大学院仏教学研究
 会年報』28
- 館野正生 「一九九四」 『法蔵華嚴思想形成上に於ける『華嚴經』目録』の位置』『華嚴学論集』
 「一九九五」 『法蔵撰『華嚴經文義綱目』の研究』『印度学仏教学研究』471
 「一九九七」 『地婆訶羅訳『大方広仏華嚴經入法界品』と『華嚴經』諸テキストの形成』『印度学仏教学研究
 会年報』28
- 中西俊英 「二〇二〇」 『法蔵撰『華嚴經文義綱目』の研究』『印度学仏教学研究』471
 「二〇二〇」 『地婆訶羅訳『大方広仏華嚴經入法界品』と『華嚴經』諸テキストの形成』『印度学仏教学研究

究1682

藤九要

〔一九九二〕

『新訳華嚴經七処九会頌釈章』をめぐる諸問題」龍谷大学佛教学会『仏教学研究』48

〔一九九五〕

『華嚴經文義綱目』と『華嚴經旨帰』」龍谷大学佛教学会『仏教学研究』51

吉津宜英

〔一九八五〕

『華嚴禪の思想史的研究』（大東出版社）

〔一九九二〕

『華嚴一乗思想の研究』（大東出版社）

キーワード

法藏、華嚴教学、文義綱目、華嚴經伝記、刊定記

註

① 註釈書類は同じ十門構造よりなる点で一致している。その十門とは「教起所因」、「諸藏所摂」、「顕教分齊」、「顕所被機」、「能詮教体」、「所詮宗趣」、「釈経題目」、「部類伝訳」、「義理分齊」、「隨文解釈」よりなる。著書の間に僅かな語彙違いや順番の入れ替えある。その他、相違点は『十二門論宗致義記』に「義理分齊」が「造論時代」と、「起信論義記」に「造論時節」と、『梵網経疏』に「教起本末」となる点である。『般若心経略疏』は「略疏」のため、十門が「一教興」、「二藏摂」、「三宗趣」、「四釈題」、「五解文」の五門に凝縮されている。後は拙論〔二〇一七〕と〔二〇一九b〕第一章を参照。

② 『華嚴経問答』と『遊心法界記』は石井公成〔一九九六〕、〔一九九七〕、〔二〇〇三〕、『密厳経疏』と『華嚴経関脈義記』は大竹進〔二〇〇七〕、『華嚴経問答』と『普賢観行法門』は鎌田茂雄〔一九五九〕、〔一九六七〕、『金師子章』は木村清孝・吉田叡禮〔二〇一七〕、『起信論別記』は金天鶴〔二〇一七〕、『妄尽還源観』は小島岱山〔一九八二〕、『發菩提心章』と『起信論別記』と『三寶章』は拙論〔二〇一七〕、二〇一七年に北京大学にて開催された国際華嚴学会の発表〔二〇一七〕、〔二〇一九a〕、および〔二〇二〇〕を参照。『義海百門』に関しては照明（生没年不詳）が大暦五年（七七〇）に撰述した『華嚴経決疑論序』に「至於十玄六相、百門義海、普賢行門、華嚴観及諸詩賦。竝伝於世」（T36, 1011c）とあり、李通玄（六三五一七三〇）の著作としている。一方、『華嚴五教止観』卷末所収の『終南山杜順禪師縁起』には「其禪師述華嚴法界観、十玄、止観、義海等章、見行於世」（T45, 514a）とあり、杜順の著作としている。櫻井唯〔二〇二四〕を参照。

- ③ 石井教道「一九七九」三三〇頁、木村清孝「一九九二」二二六頁、木村清孝「一九九二」一六〇頁、吉津宜英「一九九一」一一一頁、吉津宜英「一九九一」一四一頁～一四三頁、吉津宜英「二〇〇三」一五二頁を参照。
- ④ 『華嚴經感応伝』（T51, 175c）。
- ⑤ 館野正生「一九九五」を参照。
- ⑥ 『華嚴經感応伝』「天授元年、華嚴藏公、帰観祖母到曾洲。牧宰香花郊。迎至二年、請講華嚴」（T51, 176a）。
- ⑦ 『康藏法師之碑』（T50, 280b24）。
- ⑧ 櫻井唯「二〇一五」一七三～一七四頁を参照。
- ⑨ 櫻井唯「二〇一五」一七七頁を参照。
- ⑩ 慧苑の生没年代については坂本幸男「一九六四」六頁を参照。
- ⑪ 『華嚴經伝記』（T51, 172b17）。
- ⑫ 『文義綱目』（T35, 493b26）。
- ⑬ 小林実玄「一九七六」を参照。
- ⑭ 『華嚴經伝記』（T51, 167a14-167a17）。
- ⑮ 『華嚴經伝記』地婆訶羅伝（T51, 154c18-154c20）／智儼伝（T51, 164a06）／曇義伝（T51, 166b08）／般若彌伽薄伝（T51, 167a16）／徳圓伝（T51, 171a19）／雜述第十（T51, 172a17）。
- ⑯ 『華嚴經疏』（T35, 510b22～510b23）。
- ⑰ 『圓覺經大疏积義鈔』（SZ9, 516b20～516b21）。
- ⑱ 小林実玄「一九七六」を参照。
- ⑲ 鎌田茂雄「一九七八」所収「拓本妙覚塔記」一五七～一五八頁を参照。「貞元己卯、授清涼國師號」と「歴九宗聖世、為七帝門師」とある。
- ⑳ 『華嚴經感応伝』に「幽貞以有唐建中癸亥紀」（T51, 177c24）とある。
- ㉑ 『華嚴經感応伝』（T51, 173b06）。
- ㉒ 『刊定記』（SZ3, 594a03）／（SZ3, 594b16）。
- ㉓ 『纂靈記』と『華嚴經伝記』との関係については坂本幸男「一九六四」一二～四五頁を参照。また、普瑞の『華嚴

懸談会玄記』には「言纂靈記説者、以華嚴伝記五卷、本賢首集。文有十章、一部類、二隠顕、三伝訳、四支流、五論釈、六講解、七諱誦、八転読、九書写、十雜述。此賢首初集、後経修飾、至清凉時、有二家並賢首弟子。一静法寺慧苑法師、修五卷名纂靈記。二経行寺慧英法師、修両卷名華嚴感応伝。又近四明居士胡幽貞纂成一卷」(S28, 379b15-379c21)とあり、『華嚴経伝記』の修正加筆版が「纂靈記」に当たるとする。ただし、「纂靈記」は「賢首」の尊称を用いるため、慧苑の著作とするのには問題が挟まれる。

②4 『随疏演義鈔』(T36, 110a14)。

②5 『大周刊定衆経目録』「大方広仏華嚴経続入法界品一卷(十一紙)、右大唐垂拱元年(六八五)沙門地婆訶羅於西京西太原寺訳」(T55, 381a18-381a20)。また、小林実玄氏は『文義綱目』の記述に基づいてその撰述年代を永隆元年(六八〇)、すなわち法藏が三十八歳の時に撰述したものと推定するが、その論断は再考を要する。小林実玄「一九七六」を参照。

②6 『搜玄記』冒頭には「此経本外国凡有十万偈。昔晋道人支法領。従于闐国、得此三万六千偈。以晋義熙十四年歲次鶉火三月十日。於楊州謝司空寺。天竺禪師佛度跋陀羅手執梵文。訳胡音為晋。沙門釈法業親從筆授。時吳郡内史孟顓、右衛將軍褚叔度為檀越。至元熙二年六月十日出訖。胡本至太宋永初二年辛酉之歲十二月二十八日校畢」(T35, 132c6-132d4)とある。

②7 中西俊英「11010」を参照。

②8 吉津宜英「11911」一四二頁を参照。

②9 『五教章』、『探玄記』、『華嚴経旨帰』の成立順序および十玄門解釈については拙論「11017」と「11019a」を参照。

③0 均如(九二二-九九七)『釈華嚴教分記圓通鈔』には「此章与綱目、隨儼師所立故不改也」とあり、『五教章』と『文義綱目』は智儼にしたがうため、古十玄門を用いると理解している。金知見編「11977」(T525a12-525a13)を参照。

③1 『文義綱目』が述べる十義とは「一人法。二教義。三因果。四理事。五解行。六分齊境位。七師弟法智。八主伴依正。九逆順体用。十隨生根欲示現」(T35, 501b)となる。

③2 『七処九会章』に「此上十門中各有十義。一人法、二教義、三因果、四理事、五解行、六分齊境位、七師弟法智、

八主伴依正、九逆順體用、十隨生根欲示現。此等十義、皆、同時相応成一緣起。故有同時具足相応門」(T36, 719a)とあり、『文義綱目』に「此上十門中各有十義。一人法。二教義。三因果。四理事。五解行。六分齊境位。七師弟法智。八主伴依正。九逆順體用。十隨生根欲示現。此等十義、皆、同時相応成一緣起」(T35, 501b)とある。『七処九会章』の偽撰説については池要「一九九一」と藤丸要「一九九二」を参照。

③『七処九会章』(T36, 713a)。